

厚生労働省発表
平成17年5月9日

担当	職業安定局若年者雇用対策室 室長 伊藤 正史 室長補佐 鈴木 徹 TEL 5253-1111(内線 5691、5775) 3597-0331(直通)
----	--

きめ細かな就職支援によりフリーターの常用雇用の実現を応援します！
～「ハローワークによるフリーター常用就職支援事業」の推進について～

近年、フリーターが年間10万人程度の増加を続ける状況を踏まえ、これを減少に転ずるため、年間20万人のフリーターの常用化を目指すという目標を掲げ、若者を対象とした就職支援策をフリーターを重点に最大限効果的に展開する、「フリーター20万人常用雇用化プラン」を新たに推進することとしました。

今般、本プランの一環として、全国の各ハローワークにおいて、常用雇用での就職を目指すフリーターを対象に、担当制・予約制などによる、利用者のニーズに応じた一貫した就職支援を行う「ハローワークによるフリーター常用就職支援事業」の取扱いを開始します。

具体的な支援内容等は以下のとおりです。

1. 取扱い(申込み)窓口

全国のハローワークの職業紹介窓口

【連絡先：厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）参照】

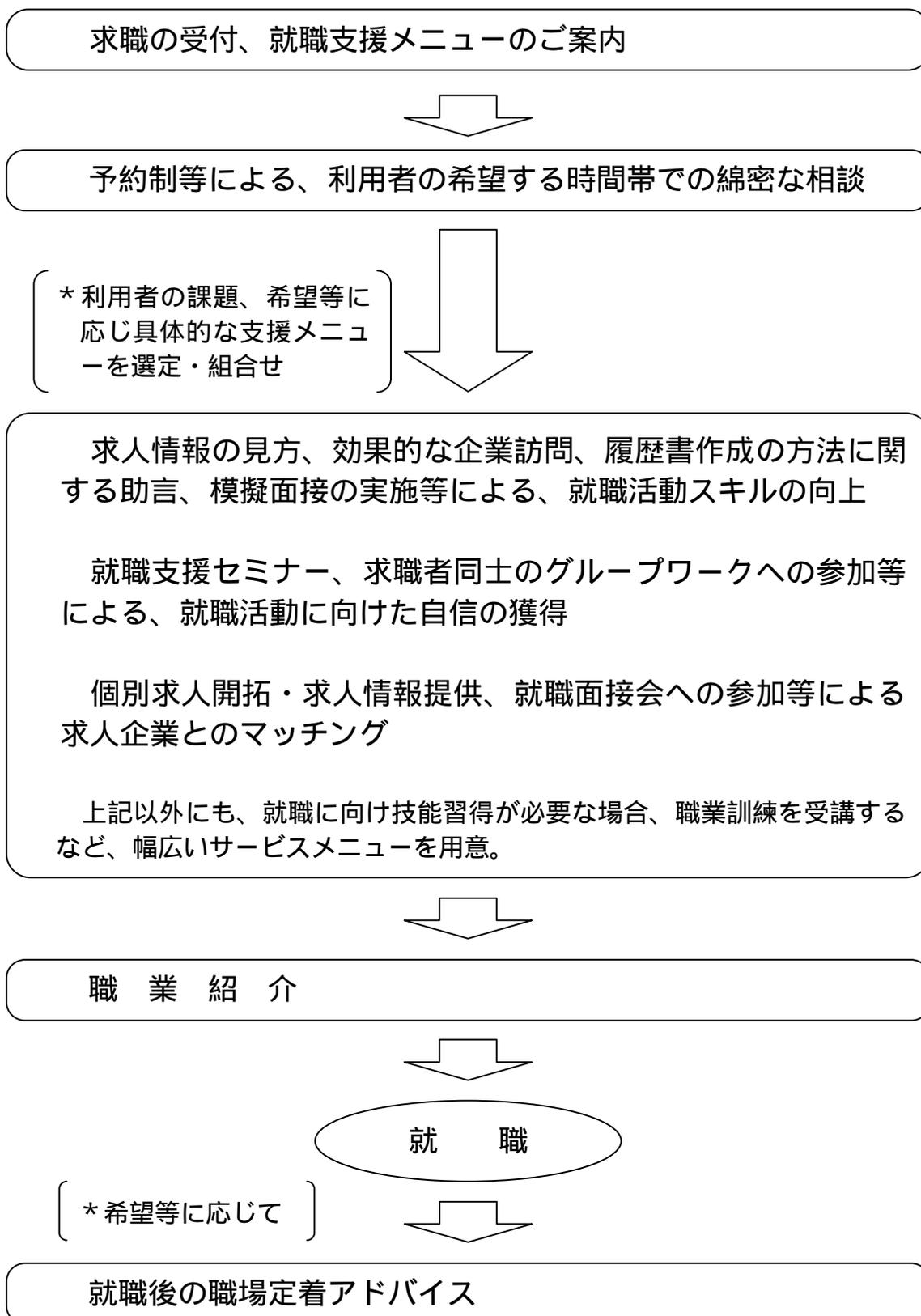
2. 本支援の利用者

常用雇用での就職を目指すフリーター求職者（継続した就職の経験が少なく、本支援の活用により、常用雇用での就職を希望する若者(概ね35歳未満)を広く対象とします）

3. 支援内容

職業紹介担当職員や専門相談員が、担当制により、利用者（フリーター）の課題等を踏まえた常用雇用就職プランを策定し、利用者のニーズに応じた就職支援サービスを提供します（サービスの具体的な流れについては別紙参照。）

「ハローワークによるフリーター常用就職支援事業」
によるサービスの具体的な流れ



< 参考 >

「フリーター20万人常用雇用化プラン」に盛り込まれている、既に取り扱いを開始している他の主な支援窓口・メニュー

若者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）

【支援の内容】

フリーター、学生生徒をはじめ、広く若年者を対象に、都道府県をはじめとする関係機関の連携の下、若年者に対する幅広い就職支援メニュー（ジュニア・インターンシップ、職場見学会、若年者に対する企業説明会、職場実習、講習会、職業相談・紹介等）をワンストップで提供。

【取扱窓口】

ジョブカフェ設置個所：44 都道府県、82 箇所

ヤングワークプラザ

【支援の内容】

大都市部の不安定就労状態にある若年者を、安定した雇用機会に結びつけるため、自己認識や労働市場についての理解不足等、若年者特有の課題を踏まえ、適性検査からカウンセリング、職業紹介に至る個別支援を実施。

【取扱窓口】

ヤングワークプラザ設置個所：東京（渋谷）、横浜、名古屋、大阪（梅田）、神戸

トライアル雇用

【支援の内容】

ハローワークに求職登録する者で、職業経験等が不足している若年者（35歳未満）を、事業主が一定期間（～3ヶ月）試用雇用する場合、事業主に試用雇用奨励金を支給、試用後の常用雇用への円滑な移行を支援。

【取扱窓口】

全国の各ハローワークの職業相談窓口

デュアルシステム

【支援の内容】

企業実習と教育機関による座学を組み合わせ、実践的な教育訓練プログラムを提供し、若年者を一人前の職業人として育成。ハローワーク及びジョブカフェの求職登録者を対象とする短期の訓練と、若年者全般を対象とする長期の訓練がある。

【取扱窓口】

短期の訓練については、全国のハローワーク又はジョブカフェ窓口

長期の訓練について各都道府県職業能力開発担当課、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

*いずれも取扱窓口の連絡先等については、「厚生労働省ホームページ」（<http://www.mhlw.go.jp/>）参照